

特255

250

NOUVEAUX COURS DES RELIGIONS JAPONAISES

究研の園庄領寺

市 龜 川 細



院 書 方 東

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

始



特 255
250

寺領庄園の研究

細川 龜市

目 次

第一章 序 説	一
第二章 寺領庄園の性質	四
第三章 寺領庄園の成立と發展	十
第四章 寺領庄園の組織	十五
第五章 寺院權力の伸張	二八
第六章 本寺と末寺の成立	三二
第七章 寺領庄園の崩壊	三三

寺領庄園の研究

細川龜市

第一章 序 説

この書の取扱ふ時代の範囲は、凡そ平安時代の初期（西暦紀元第九世紀）から室町時代の末期（西暦紀元第十六世紀）に至る、前後約八世紀に亘る期間であつて、寺領庄園は、この間において、成立・發展ならびに没落の全歴史を終つたのである。

寺領庄園は、寺院經濟の最も根本的な基礎であつて、ひとたび、この庄園を失つたならば、寺院經濟はたちまちにして根底から土崩瓦解してしまふのである。中世の諸大寺院が數百・數千の神人僧侶を擁し、多數の僧兵を養つて社會に雄飛することが出來たのは、全く寺領庄園の賜物に外ならない。中世佛教史を根本的に理解しようとするとならば、先づ寺院經濟と切り離して考へることも許されないし、且つまた寺院經濟の研究には寺領庄園を知らねばならないのである。

しかしながら、人は、わたくしの斯くの如き見解に對して異議をさしはみさ、以つて、次の如く言はれるかも知れ

ない。——すなはち『佛教は、もともと出世間的なものである。人生の實生活とかけ離れてゐるのが本來の性質である。であるから、若し汝の言ふやうに、佛教史の理解のために寺院經濟を學ばねばならないとするならば、それは、佛教の本當の立場を汚すのみではなく、佛教の教へを知らない者の言ふことである』と。このやうな評言は、一見したところ、何だか正しい見解であるかの如くに見える。けれども、われわれが常識の範圍をぬけ出でて少しく深く考へて見ると、このやうな評言は少しも役に立たないことが知られる。もつとも手近の例を採つて見ると、佛教の維持と弘通のためには、寺堂と僧尼が絶対に必要となつて来るが、先づ寺堂の建立には少からぬ經費がかかり、且つ佛像や堂具の備へつけにも多大の費用が入用になる。また僧尼も人間であるから衣服を着たり食物を喰つたり住居を持たなければならぬ。このやうにして、寺堂の建立と維持や僧尼の生活などのために、寺院として一定の經費が必要であり、寺院が一つの經濟生活を營むやうになつて來るのである。

ところで、われわれの考へるところによると、かくの如き寺院の經濟生活は、その時代々々の經濟組織や社會組織によつて、それぞれの特色を與へられる。例へば、今日の佛教寺院はその收入源として信徒檀徒からの寄附金やお布施や寺院財産の收入などであつて、僧尼は貨幣の獲得に汲々としてゐる。いやしくも寺院經濟を維持し、僧尼として生きて行くがためには、今日、どうしても貨幣を獲得しなければならないのである。そこで、今日の佛教および僧尼は、このやうな貨幣生活の世の中に都合のよいやうな日を送り得る説教をし、またそのやうな考へ方が最も正しいとも思ふやうになつて來る。わたくしは、これを、佛教の資本主義化であると言ひたい。それが、よい事であるか悪い傾向であるかは、わたくしの知つたことではなく、ただ、われわれの眼前における生きた事實なのである。資本主義

社會における佛教および僧尼は、このやうにして資本主義化せざるを得ないのである。ところで、これと同じ筆法により、中世の佛教および僧尼は、やはり、中世的であつた。——中世的といふのは、中世は庄園制度に立脚せる社會であるから、佛教および僧尼が庄園的であつたと言つてもよい。すなはち、庄園といふ土地の獲得と、それによる寺院經濟の擴張のために大いに努力したのであつた。釋尊の教へられたところに依ると、僧尼は三衣一鉢のみを所有することが許され、それ以外に、例へば奴隸とか、土地とか、妻妾などを蓄へるが如きことは絶對的に禁止せられてゐた。これは釋尊の生存されてゐた當時の古代インド社會においては實行し得る事柄であつても、我が日本の中世社會では、釋尊の戒律にも拘らず、左様なことは到底實行せられることではなく、奈良朝時代の寺院は一大奴隸所有者であると共に一大地主であり、また僧侶であつて土地を所有せる者や妻妾を養つてゐる者が甚だ多い。これは、この時代においては奴隸や土地を所有しなければ寺院の經濟が絶対に維持し得なかつたからであり、従つて、かかる時代の佛教は、土地や奴隸を所有することが當然のことであるといふ説法をするのである。

かやうに考へて來ると、佛教史を學ぶがためには寺院經濟の理解が根本的に必要になつて來るのであるが、今わたくしの本書において述べんとする寺領庄園は、正にかかる必要の一端に應へんとするものである。後になつて追々述べるやうに、寺領庄園といふのは、寺院の所有する領地を意味するのであつて、中世寺院の經濟生活の土臺を成してゐたものである。わたくしは、出來得る限り平易に、寺領庄園の大綱を説述して行きたいと思ふ。

(主要参考書)

細川龜市著「日本寺領庄園經濟史」(昭和七年、白楊社發行)

細川龜市著「日本佛教經濟史論考」(昭和七年、白東社發行)

細川龜市著「上代佛教の社會經濟」(昭和六年、白楊社發行)

細川龜市著「日本寺院經濟史論」(昭和五年、啓明社發行)

竹内理三著「奈良朝時代に於ける寺院經濟の研究」(昭和七年、大岡山書店發行)

第一章 寺領庄園の性質

庄園は、ただに寺院神社のみならず、一般に貴族や豪族・武士などによつて所有せられたものであり、従つて、庄園である以上は、寺院領たると世俗領たるとによつてその性質が異なるものではなく、どちらにも一般的に共通した性質を有してゐた。そこで、本章で寺領庄園の性質を説いても、それは一般的の世俗領にも共通してゐるといふことを忘れてはならない。

さて、庄園の性質として第一に挙げねばならないのは、實に、庄園が租税不輸の土地であつたことである。ここに租税不輸といふのは、庄園領主たる寺院が、國家へ租税を納めないで、これを寺院の穀倉に収納することであつて、寺領庄園が寺院の領土となるに至つた土豪が、この租税不輸によつて築き上げられたのである。

このやうな庄園不輸の制度は、醍醐天皇の延喜時代以降、朝廷の政治が甚だしく弛み、それがために貴族や豪族の權が次第に増大せる時代に一層發展したものがあつて、朝廷に對して大なる勢力を有したる寺院神社や權門勢家たちは、もともと、政府へ租税を納むべき自己の所有地に對しても租税免除の特典を申請したり、或ひは甚だしい者に

なると、進んで納稅を拒み、かくて、庄園として不輸租地ならざるは殆んど無く、また、不輸租地として庄園でないものは殆んど無いといふ狀態に立ち至つたのである。

この租税不輸には、勅免（政府の免許）または國免（地方長官たる國司の免許）によるもので、庄園領主たる寺院神社權門勢家たちが、自分の權勢を背景とし國家に反抗して成立したものとの二種類があつた。寺院たちが國家に反抗することによつて庄園を不輸の地となしたる場合は甚だ多く、歴代の政府は聲を荒げてその禁止を命じてゐる。例へば、醍醐天皇の延喜二年（西暦紀元九百二年）三月十三日の太政官符には、次の如く言つてゐる。

「このごろ、勅旨開田ひとへに諸國に在り、空閑荒廢の地を占むるといへども、これ黎元（百姓）の產業の便を奪ふなり、それのみではなく、新たに庄家を立てて、多く苛法を施し、課責もつとも繁く、威脅たへ難し、且つ諸國の奸濫なる百姓は、課役をのがれるために、やもすれば京師におもむき、好んで豪家に屬す、或ひは田地を以つて詐りて寄進と稱し、或ひは舍宅を以つて巧みに賣與と號し、つひに使を請ひ牒を取り、封を加へ榜を立つ、國史その矯矯の計を知るといへども、しかも、權貴の勢に憚り、口をつぐみ舌を巻き、あへて禁制せず、これによりて、出舉の日には事を權門に托して正稅を請けがはず、收納の時には穀を私宅に貯へて官舍に運ばず、賦稅の済し難きことこれに依らざるはなし」

われわれは、この太政官符によつて、寺院を始め勢ある者が、如何に國權に反抗して庄園を増立してゐたかの大要を知ることが出来る。

かくの如く、庄園が、國家へ租税を納めない土地となりたる結果、それは、國家の財政に致命的な打撃を與へた。國

家は、その財政を支ふべき途を知らず、一路ただ衰弱の過程を辿つて行つたのである。例へば、常備軍制度たる軍團制は、その兵備が全く有名無實のものと化し、兵士は奴僕に等しき惡質のものとなり、これに反して私門は日に榮え、勢ある者は、それぞれ私兵を擁して、みづからを誇り他を侵掠するやうになつて來た。國家の秩序は破壊し、全く收拾すべからざる混亂に陥つたのである。かやうに、庄園制度の出現は、政府の財政的苦難を導いたから、官吏に對する俸祿の如きも、もとより行き渡る筈がなく、そこで下級官吏の如きは、或ひは群盜・強盜・惡黨となり、或ひは庄園領主の門を叩いてその農奴となり、庄官(庄園の役員)になつたりするやうになつた。それのみではなく、國司・郡司の如き有効なる地方官の如きも、寺院神社權門勢家たちと結託して、前任者の禁止したる庄園を起立したり、新たに庄園の免判を與へたりした。保元元年閏九月十八日の宣旨の第一條に、「九州の地は一人(天皇)の有なり、王命の外、何ぞ私威を施さんや、しかして、聞くが如くんば、近年あるひは國判を語らひ取り、或ひは公驗を傳ふと稱して、官奏を経ずして、ほいままに庄園を立つ、朝章の理然るべからず、久壽二年七月二十四日以後、宣旨を帶びずして若し庄園を立つれば、且つは停廢に隨ひ、且つは國宰に注進せしめ、容認して奏上せざれば、すなはち、見任を解却して違勅罪を科し、子孫に至るも永く叙用せず」とあるのは、すなはち、國司・郡司等の地方官が、寺社權門勢家と結託することを誠しむるものであり、次いで、その第二條において、「世澆季に及び、人貪婪を好み、加納と稱し出作と號し、本免の外に公田を押領し、暗に率法を減じ、官物に對抗す、蠶食の漸くなる、狼戾の基なり、兼てまた、在應官人・郡司・百姓等を以つて庄官に補し、寄人を定め、ほいままに名田を募り、課役を逃避す、郡縣の滅亡、乃貢の擁怠は、職としてこれによる」云々と申してゐるのは、すなはち、官吏を以つて庄園領主の私的臣下たる庄官に

補任してゐた實狀をよく説明するものである。

王朝政府の財政的危機は、實に、以上の如くにして招來せられたのである。

以上のやうにして、庄園が國家へ租稅を納めない土地となつたことは、同時にまた必然的に、國權不入を招來せざるを得なかつた。ここに國權不入といふのは、庄園内へ、官吏が國家權力を行使のために入り込み得ないことを言ふのであつて、これまで、庄園の検査や、犯罪人の追捕や、租稅の徵收などのために、官吏は、自由に私人の私有地内に入り込むことが出来たのであるが、平安時代の初期からは、庄園は全く治外法權の地と相成り、國家權力は足一歩といへども庄園内に入ること不可能にして、もつばら庄園領主の私的權力を以つて、庄園内の統治が行はれるやうになつたのである。わたくしは、これを呼んで、公權力の私人化といふのである。

かかる公權力の私人化は、政治上のあらゆる方面にまで波及したが、そのうちで特に重要なのは、庄園裁判の成立である。凡そ王朝の律令によれば、裁判官は、長官・次官・判官・主典の四等官を以つて構成せられ、地方にありては、郡司裁判所が第一審、國司裁判所が第二審、太政官が第三審といふ風に、明確に定められてゐたのであるが、庄園が國家權力の入るべからざる土地となるとともに、右の如き裁判系統は全く有名無實のものとなり丁り、かくて、今や庄園領主の私人化されたる公權力により、ほいままに裁判が行はれるやうになつたのである。

例へば、延喜五年八月二十五日の太政官符に引く播磨國の解狀(上申書)には、寺社權門勢家たちが國司を経ずして郡司・雜色人等を召勘せるの状を指摘し、「凡そ所部の非違は國司の糺すところ、若し糺せざれば法に罪科あり、し

かして、前件の院宮諸家は、ひとへに田宅資財のことにつきて、國宰（地方長官）を経ずして直ちに家符を放ち、郡司雜色人等を召し捕へ、勘責禁固すること殆んど囚人に過ぐ、或は月に涉りて免ぜず、既に家業絶え、或ひは日を経て繋がれ遂ひに公務を棄つ、加ふる以つて、使たる人は多くの從者を率ひ、追喚の間は酷に凌轢を加ふ、凡そ家長ひとり召し捕はれ、烟をあげて騒動し、妻子流沈し、親族逃竄す、國司のまつりごと誰を以つてか辨行せんや、望んで官裁を乞ふらくは、件のことを停止せられよ、もし強ひて召すものあらば、すなはち、身を捕へて進上せん』と言つてゐる。寺院神社權門勢家たちが、その裁判権をみづから行使し、犯過ありと號して、ほしいままに官吏を捕縛し刑罰を加ふるやうな時世になつたことが、甚だよく説明されてゐる。

また、延喜五年十一月三日の太政官符に引く三河國の解狀には、寺社權門勢家たちが土浪人・道俗等により、私に使者を遣はして訴訟を辨定せる暴狀を述べ、「謹んで令條を檢するにいふ、訴訟はみな下より始むと、また言ふ、犯罪はみな事の發覺せる官司において推斷すと、然れば即ち、土人・浪人および僧尼等にして若し訴訟あらば、すべからく先づ事の發覺せる官司に陳べ、官司断ぜざるか、若しくは断ずるところが理に違へば、隨つてすなはち上官に越訴すべし、しかして、闇愚なる道俗は勢家に囑托し、諸院・諸宮・諸司・諸寺・諸王臣家の使者を乞ふ、その遣はすところの使すでにその人にあらず、もつばら威勢を施し、ほしいままに猛暴を行ひ、是非を辨ぜずして、みだりに無道を論ず、國郡の官司は凌辱に堪へず、また部内に亂入し好んで濫惡を行ふ、舊歲の本實を以つて多年の利息を勘し、百姓冤せられ、頭を盡して逃散す、郡司は威を恐れ、舌を呑んで訴へず、吏民の煩ひこれより大なるは無し」と申してゐる。

このやうに、醍醐天皇の延喜時代には、國家の裁判権は、庄園領主たる寺社權門勢家たちの手中に歸したのであるが、かくの如き私人化されたる公權力なるものは、單に裁判権のみに限らず、庄園統治上の全範圍に及んだ。庄園が國家内の國家として治外法権の地位を占めるに至つたのは、實にかやうな國權不入の產物だつたのである。

庄園の特質の第三として擧ぐべきは、それが封建的機構を以つて編成されてゐたことである。すなはち、庄園制度の出現とともに、領主と庄官および庄民との間には、御恩と奉公との關係が成立した。庄園領主は、庄園と稱する治外法権的私領に對する主權者であり、庄官は庄園内における役員であり、庄民は領主の人民（庄園農奴）である。

さて、王朝時代の國家が中央集權制に立脚してゐたるに反し、庄園はおのづから地方に散在し、それ自身が地方分權的存在であつた。かくの如き狀態の下においては、全國の治安を到底完全に維持することが出來ず、悪黨・強盜の輩は隨所に横行出没し、人民の生命財産は眞に不安そのものであつた。従つて、弱勢なるものは、自己よりも一層有勢なる者に身を托してその保護を求め、かくて私人的保護制が發達したのであるが、このことは、實に庄園構成の縮圖である。庄園領主は、庄官に對してその庄官職に附帶する一定の報酬を給與し、また庄民に對しては一定の庄士を充行ひて耕作せしめ、同時に、その生命財産を保護しようとした。しかして、領主のかくの如き「御恩」に對する「奉公」として、庄官および庄民たちは、或ひは庄務執行を完うし、或ひは年貢賦役を懈怠なく勤仕して「御恩」に酬ひようとした。御恩は奉公に對する反対給付であり、奉公は御恩に對する應へである。御恩なれば奉公なく、奉公なければ御恩もまた無い。御恩と奉公は相互依存の關係に在り、密接にして離すべからざるものとなつた。康永元年六

月三日（南北朝時代）の、道忍なる者が自己の領主たる京都の東寺へ提出したる小作請文を見ると、『東寺御領拜師庄穴田里十七坪一段の百姓職を「寺恩」（すなはち東寺の御恩）を以つて充行はるる上は、この御恩に對する奉公として、年貢米一石二斗を寺家へ進納いたし、若しも未進・不法のときあらば、小作權を取り上げられるのみならず、速かに罪科に處せらるべし』と言つてゐる。われわれは、これによつて、御恩と奉公との關係が如何に物質的なものであるかを十分に知ることが出来る。それは、當代社會における物質世界における嚴存事實を、道徳的にまた法制的に規律したものに外ならないのである。

第三章 寺領庄園の成立と發展

孝德天皇の大化改新は、國史上における最も大きな改革であるが、古代の末期に近づくにつれて、蘇我氏を始めとし、多くの豪族は廣大なる私有地を占領して、ほしいままなる行爲をなしてゐたので、大化二年正月に宣布されたる改新の詔の第三において、初めて戸籍・計帳をつくり班田收授の法を行ふ旨を宣せられた。これは、豪族の私有地をことごとく沒收して國有となし、以つてこの國有地を一般百姓に分配し小作せしめることを主旨とするものである。これより、歴朝は相亞いで班田收授法の整備に努力せられ、文武天皇の大寶年間および元正天皇の養老年間にはそれぞれ律令を選定せられて、土地國有制に立脚せる當代國家は法制上においても亦整備するに至つたのである。

この班田收授法は、一旦は、ほぼ法制の如く行はれたもののやうであるが、年月の經過とともに次第に頽廢しつつあつた。何故かといへば、人口少く、土地に餘りがあるときは慣習の勢ひにより、村落團體の小範圍内において人

民が協議しこれを實行するやうな場合には、班田もその弊害を見ずして能く永く持續することが出来たが、官吏がこれを實行するにあたり、法令の規定によつて精密なる形式の下にこれを行はんとすれば、その手數は極めて煩雑であつて、嚴密に且つ正確に永くこれを實行し持続することは、到底、困難のことと言はざるを得ない。しかして、當時の政黨組織は、これを嚴密に施行するためには未だ不整頓なるものが少くなかつた。されば、六年ごとに一度土地を百姓に班給することも規則正しく行はれることが出来ず、後には畿内の地でさへも五十年の久しきに亘つて班田を行はず、醍醐天皇の延喜年間には十二年ごとに班田することを定めてその勵行を試みたけれども、もとより所期の目的を達することが出来ず、この時より以降は班田に關する記録を殆んど全く絶つに至つたのである。

班田制度の頽廢は、とりもなほさず土地國有制の崩壊である。すなはち大土地私有制たる庄園制度の出現を導いた。土地國有制度の崩壊による私墾田——私人の開墾せる私有地——の擡頭は、奈良朝時代に至つて急速に進行した。そこで、元明天皇和銅四年（西暦七一年）十二月の勅において、親王以下および豪強の家が多く山野を占領して百姓の業を妨ぐるにつき、以後は嚴に禁斷を加ふる旨を宣べられたが、この禁止令は何等の効果も無かつたので、元正天皇の養老年四月にいたり、三世一身之令を宣布せられた。三世一身の令といふのは、新たに溝や池を作り開墾を營めば、自分より三代の子孫にまで私有せしめ、もし又、舊い溝や池を修築せる者はその當人一代の間だけ私有せしめるといふのである。しかしながら、土地國有制度の根本精神はこれによつて破壊さるとともに、寺院神社および權門勢家を中心とする大土地私有制の出現を許すこととなつたのである。

かやうに、墾田が巨大なる進出をなしたが、しかし、墾田は私人の私有地であつたとは言へ、いまだ國家權力の支

配外に超然たるものではなくて、國家へは租税を納め、官吏は國權行使のために自由に墾田内へ入ることが出来たのであつて、この點において、墾田は庄園の前進形態であるとは言へ、この點において庄園と根本的に異つてゐる。然らば、墾田は如何にして庄園になつて行つたか。

庄園制度の成立は、平安時代初期——西暦第八世紀の末葉より第九世紀にわたる——のこととに屬してゐる。

さて、墾田が寺社權門勢家たちの手中に獨占的に領有されたる當然の結果として、それは不可避的に、彼等の經濟的・社會的および政治的權勢を強大ならしめた。そこで、彼等はその權勢を背景として墾田を庄園たらしむるために、二つの手段を探つた。

第一は、彼等は、自己の擁する特立的地位よりして、或ひは信仰を楯にとり、或ひは權勢を濫用して、自己の私領墾田に對する租稅免除の申請をなすに至つたことである。普通の人民からの申請は、もとより殆んど全く許可せられなかつたが、寺社權門勢家たちの申請に對しては、政府はこれを許可せざるを得なかつた。その手續を『立券庄號』と言ひ、土地所有者より理由を具して租稅の免除を申請し、太政官またこれを許可することに決すれば、官吏を遣はして實地に臨み、土地を検査の上、更に太政官符および民部省符を所管の國司および申請者に下して、これを證明するのである。

第二は、寺社權門勢家たちがその私人的權威を振りかざし、ことさらに國務に對抗し、納稅を拒否し、官吏の入庄を拒抗し、暴力を振つて私領を庄園化することである。すでに桓武天皇の延暦十六年八月三日の太政官符には、庄長——庄園領主の命を受けて庄務を執行する者——が納稅を拒める不當を難詰し、これに違勅罪を科すると申してゐる。

かくの如き事態は、恐らく、奈良朝時代の末期から現はれてゐたことと思はれる。しかして、このやうなことは年月の進むとともに愈々益々甚だしくなり、ついに宇多天皇寛平八年四月二日の太政官符をして、「權貴の家、勢に乘じ威をさしはさみ、庄家の側近と稱し、すなはち平民の田地を妨ぐ、或ひは賣買あまなはずして三四十町を點領し、或ひは事を負累に寄せて五六載券を責め取る、租を納むるに至りては拒抗して輸さず、賦稅これによつて國に入らず、國司これがために煩ひ多し」と切言せしめるに至つたのである。

かやうにして墾田が庄園化すると、他の多くの土地も次第に庄園化して行つた。國領・封戸・勅施入の寺社田・位田・職田・功田・賜田・田莊——これ等のものは相亞いで庄園化したのである。就中、國領（公田）の庄園化が如何になされて行つたかといふことは、興味ある事柄である。わたくしは、ここにその一例を示さう。さて、天喜元年八月の官宣旨によれば、伊賀國はその土地すでに狹少なる上に、伊勢大神宮の神戸、東大寺その他の權門勢家の所領が多くて、四郡十七郷のうち、その三分の二はこれ等の所領によつて占領されてゐた。時あたかも、新立庄園を禁止する勅が出たので、伊賀國司は官使の下向を乞ひ、官使・國使・郡司等が各々隨行者を率ゐて東大寺領黒田庄に入り、實地について檢査を遂げ、新たに榜示を打ち立てんとした。然るに、東大寺側では急に官吏の一行を襲撃し、矢を放つて大和國に逃げ入つた。けれども政府では、かくの如き東大寺の暴狀に對してもこれを責むることが出來ず、恩詔によつて赦免し、單に將來を諒しめて、奪ひ取られたる雜物を取りもどすにとどまり、掠領されたる公田は舊のままにすることとした。この結果、東大寺は公田三百數十町歩を一舉にして占領することが出來、伊賀國名張郡はつひに

滅てに瀕したのである。——これは僅かに一例に過ぎないが、かかる事實は枚舉に違がない。

かやうにして成立したる庄園制度は、凡そ醍醐天皇の延喜時代以降を以つて最も支配的な形態を探つて現はれた。承徳元年十二月に東大寺へ下したる官宣旨には、近江國司の解狀を引いて、「國富み民淳朴であつた昔は、課役民ごとごとく田桑を誇り、調庸租稅の進濟を期せしむ。百姓離散の今、作田減少し、新加の封戸しきりに來り、課丁の數は多く以つて不足す」と慨歎してゐる。また、嘉承二年正月に高野山金剛峯寺へ下したる官宣旨によれば、庄園増加の有様が如何なる勢を以つて進行しつつあつたかを簡明に知ることが出来る。すなはち、「紀伊國全部で七箇郡のうち、六箇郡はその十分の八九すでに庄園となり丁り、公地はいくばくも無く、残るところはただ名草一郡のみである。しかも、名草郡内には寺社領の田畠があり、庄園巨多にして公地は甚だ僅少である。中につきても、伊都・那賀兩郡の十分の九は庄領によつて獨占せられ、残るところは僅に一兩村のみである」と言つてゐる。平安時代の中葉における寺社權門勢家たちの領する庄園は、實に、かくの如き勢を以つて發展しつつあつたのであつて、かやうな現象は、決して紀伊國のみの特殊的事情では無かつたのである。「師通記」寛治七年三月三日の條に、「諸國庄園溢滿」と述べてゐるやうに、庄家は蔓を並べ棟を比し、國領は荒狹の限りを盡すに至つたのである。

庄園は、寺社權門勢家等によつて、集中的に領有されてゐた。例へば、京都の醍醐寺は、加賀・河内・近江・越前・伊勢・尾張・播磨・肥後・大和・紀伊・伊豫——その他、不明のもの若干あり——等々の十餘箇國において約二十庄を領有し、これが田畠總面積は殆んど四千町歩に垂んとして居り、平安末期の石清水八幡宮護國寺は、山城・大和・河内・和泉・攝津・三河・相模・上総・近江・美濃・信濃・越前・能登・越中・佐渡・丹波・丹後・但馬・因幡・伯耆・出

雲・石見・播磨・美作・備前・備中・備後・安藝・周防・淡路・讃岐・阿波・伊豫・紀伊の三十四箇國において所領を有してゐるが、延久四年ころの當宮寺領は、田畠山野合野二千町歩に垂んとしてゐる。また養和年間における新熊野社の社領は十六箇國に二十四庄あり、壽永年間には賀茂社領四十二箇所にして二十箇國にあり、鎌倉初期の東大寺領は三十三箇庄にして九箇國にあり、その末寺の所領も二十八箇庄見えてゐる。庄園の制度化はかくの如くであつた。されば、關白藤原兼實が、「我が朝は、ひとへに、庄園によつて滅亡するものなり」と叫んだのは、時代相を最もよく説明せるものであらう。

第四章 寺領庄園の組織

庄園の領有者はこれを領主といひ、彼が三位以上の公卿の身分を有する場合には、特に美稱して領家といつた。領主がみづから権勢を以つて、或ひは不輸の勅免を乞ひ、或ひは國務に對抗して庄園を保持し、しかも、その後にいたつても、他の如何なる有勢者の保護をも受ける必要がなければ、彼は完全なる一圓知行の領主であつて、大多数の寺領庄園は、すなはち各々當該寺院の一圓知行地であつたと言ふことが出来る。

寺領庄園を統治するために、寺院は種々の役員を置いてゐた。また、農奴をして庄園を耕作せしめた。預所・庄官などは前者であり、庄民といはれたのが後者であつた。

先づ預所から述べよう。預所には二つの種類がある。

第一は、私領主が自己の勢力微弱のために所領を他の勢家に「寄進」して、その保護を求めるにあたり、自分は領

主たる名儀を勢家に「寄進」しつつも、しかもなほ、庄園領有者として預所の地位を占むる場合であつて、かやうなものは甚だ多かつた。例へば、平安末期に屬すること疑ひなき肥後國鹿子木庄に關する史料によれば、當庄の開發領主たる壽妙の末流高方は、參議實政を仰いで領家と號するために、年貢四百石を割いてその權威を假る報酬とし、寄進者は眞實に庄園を領有し、これを進退領掌すべき權能を有するところの預所となつた。その際にあたり、實政は證文を作つて高方に與へ、預所職ならびに庄園の領掌は寄進者の末流をこれに任すること、若しもこの儀に背けば、實政の末流は領家たるべからざることを約した。このやうな事情によつて成立したる預所が、全くその實質において領主であることは、一見して明らかである。

然るに、實政の末流なる願西のときに至り、微力の故に國衙の亂妨を防ぎ得なくなつたので、願西の知行する領家の得分四百石のうち二百石を割いて高陽院内親王家に寄進し、かくて、一層有勢なる内親王家を本家と仰いで庄園の地位を保持した。しかして、領家願西の末流たる寛果は、代々の文書を預所高方の末流賢勝に與へ、且つ證文を作つて、預所職に對して若し違亂するものあらば、頗る恩を知らざる人である旨の約をなした。しかるに、寛果末流覺道はこの契狀に背き、預所職三方のうち西庄一方を押領した。高方の末流が預所として庄務を領掌するものであることは、實政および寛果の契狀によつて分明であるから、すでに、この旨に違背する以上、覺道何ぞ領家職たるべけんや、かくなれば、預所が庄園を一圓に領掌すべきは道理顯然であると言つてゐる。すなはち、所領保護契約によつて預所職を留保せる元の庄園領掌者は、矢張り、その實質において領主に外ならなかつたのである。この種のものは、名は預所であつても、假面をかぶれる預所に外ならない。

第二の預所は、庄園領主の恩補によつて、補任せられるものであつて、本來的意味における預所である。この預所は補任せされたる一定の庄園に赴任し、領主に代つてその庄務を綜理するものであるから、とりもなほさず領主の代理人であり、「本所御領所務代官也」と言はれてゐた所以である。されば、かやうな預所は、領主の御恩によつて補任せられたから、彼は領主に對して奉公の至誠をつくす義務を負ひ、その命令に服従せねばならぬのは言ふまでもない。若し命令に従はなければ、預所職を召し放たれるのが普通であつた。

この預所には一定の報酬を給與せられた。これを「預所得分」といふ。そのうちで、領主への租稅雜役を免除されたる佃^{たご}が主要なものであるが、この得分には、もとより、すべての場合を通ずる規準はないけれども、凡そ庄園の面積二十五町に對して一町を給與されたるものと見て大過ないであらう。

次に庄官について述べる。庄官もやはり預所におけると同じく、所領寄進契約において庄官職を留保せるものと、領主の恩補によるものとの二種があつたが、前者は預所の場合の説明と異なるところが無いから、ここでは省略し、専ら後者の場合について述べる。

庄官は、庄園内に在住し、領主のために庄務を執行する役員である。もし、預所のある庄園ならば、直接に預所の監督を受け、預所がなければ、領主の監督を直接に受けてゐた。庄官は、庄使・庄司・庄長・庄預・預などの名稱が平安初期に最も多く見え、平安中期以降では、上記の外に、下司・案主・田所・專當・公文・地頭などの名稱が現はれて来る。このうち庄長・下司などは、庄官中で首位を占め、公文は庄内の文案記錄を掌つたものの如くである。

庄官には一定の報酬が給與された。これを得分といふことは、預所の場合と異らない。しかして、その得分の内容は、給田と給名との二者が主要であつた。給田は一に人給とも呼ばれて、全くの不輸租地であり、給名は一に庄官名または雜免と呼ばれ、ただ、公事と雜事のみが免除された土地である。兩者ともに、庄官が免租されたる範圍内において、自由に用益し得る土地であつた。給田および給名は、凡そ一庄内において、二町乃至三町であつたものと思はれる。

以上は庄園内の職員であるが、これ等の職員のもとに絶對多數の農奴が存在し、庄土の耕作に從事してゐた。彼等は一に庄民・住人・作人などと言はれたが、その本質は、封建的農奴に外ならなかつた。この庄園農奴は、領主へ一定の年貢を納めたが、これは、決して單純なる小作料ではなくて、曾て國家の有したる租稅徵收權が、私人たる庄園領主の手中に移りたる當然の結果としての、租稅に外ならなかつたのである。庄園領主がその私人化されたる公權力を擁し、國家の支配權を自己のものとなして以來といふものは、この私人の公法化されたる權力が、農奴を支配してゐたのである。故に、農奴が庄土を耕作するや否やは彼自身の自由ではなくて、いやしくも、庄園内に居住して領主の『御恩』を受けてゐる限りは、欲すると否とに拘らず、必ず一定の庄土を耕作して、領主へ對し定むるところの年貢・公事・賦役を勤仕せねばならなかつた。これを規制するものは領主の個人的權力であり、農奴の自由意志ではない。領主たる寺社横門勢家と農奴との關係は、社會的・經濟的および政治的支配者と被支配者との關係であり、寺院はとりもなほさず、一大封建領主になつたのである。

第五章 寺院權力の伸張

以上の如くにして、寺院の經濟的基礎をなす庄園が増大して來ると、それは直ちに寺院の世俗的權力を、いやが上にも伸張せしめる結果とならざるを得なかつたのは當然の成行きである。寺院は今や一つの國家を形成した。わたくしは、これを『寺院國家』(Kirchen Staat) と呼びたい。何故なれば、寺院は、その領土たる寺領庄園に對する統治權を掌握し、人民としては庄園農奴があり、軍隊としては僧兵を有してゐたからである。寺院の領土および人民については、すでに前章で述べて來たから、ここでは、寺院權力の伸張の一シムボルとしての僧兵について述べよう。

わが國に於ける僧兵の發展段階は、凡そ三つの時期に分けることが出来る。先づその第一は、天祿元年(西暦九百七十年)頃の良源以前の時期である。良源を以つて一つの時代區劃となすことは、少くとも叡山以外の僧兵にとつては必ずしも正當ではないかのやうに見えるけれども、しかし、これを全體的に見るならば、このときをエボックとして僧兵の活動は甚だしく頻繁に且つ露骨に現はれてゐる。しかも、叡山における慈覺・智證兩門の分裂は、僧兵史上ひとつの時代を劃すべきものに相違ないから、これを以つて第一段階となすのは不當ではない。第二段階は、天祿ごろより保元・平治の亂ころまでの期間であつて、僧兵の力はつひに抜くべからざるものとなり、各地において戰闘が演ぜられた。第三段階は、保元・平治の亂より戰國時代にわたる期間であつて、僧兵制度が最も強大な發展を遂げ、つひに信長および秀吉のために粉碎せられた。平安時代のこの段階について言へば、その最も大きな事件は、三井寺および南都を打つて一丸とする僧兵軍と平家との戦ひ、並びに北嶺と南都との戦ひであらう。また驛倉乃至戰國時代

について言へば、南北兩門の戦ひに加へ、戰國の群雄と根來寺・叡山・高野山等々の僧兵との激戦であらう。わたくしは、以下、僧兵の活躍の一例を擧げたい。

さて、右大臣藤原宗忠は、その日記なる「中右記」長治元年十月七日の條において『人の家資財物を奪ひ、人を殺すを業とせる叡山の僧兵のことを述べて、このごろ臺嶺の衆中に法薬禪師なるものあり、東塔の大衆は彼を本寺の都那師に任じた。しかし、武勇は人に過ぎ、心は合戦を好み、山上に鬪乱あるときには必ず關與してゐる。諸國の末寺庄園をみな兼任し、數十人の武士を引率して京都諸國を朝夕往來し、或ひは人の物を奪ひ取り、或ひは人の首を斬らんと欲する、天下の衆人これに隨はざるはない、朝廷は今にこれを禁制せられず、天の然らしむる時であらうか、天下の亂逆、あ、悲しい哉、武威が世を被ひ、敢て詞を出す人もない、凡そこの一兩年以來、諸寺の大衆・諸社の神人かたゞ以つて蜂起し、みな濫逆をなす、天下の衆人みな悉くこの災を受く、國土の亂逆、天下の騒動、訴ふるところは無いか』と深く心痛してゐる。かくして、同月末には東大寺・興福寺・延暦寺・圓城寺などの僧兵が兵仗を帶することを嚴禁せられたが、もとより、かくの如きは一片の空文に終らざるを得ない運命の下に置かれてゐた。

この時代の諸寺院は、各々力をつくして公田および他者の庄園を侵掠すべく專念したが、それは、僧兵によつて遂行された。例へば、安和元年七月には、東大寺と興福寺は田地わづかに一段餘のことについて争論し、つひに合戦に及び、興福寺側の者は矢に中つて死傷者を出した。また、天養元年九月には、大和國司が國內の田地を検注せんとする、南都の僧兵が蜂起して検注を停止すべきことを執拗に要求してゐる。更に、嘉應三年十二月には、前下野守信遠が僧徒立の謀りにより山階寺領の坂田庄を知行してゐたところ、濫惡をいたし、大藏冠大炊女末孫たちを殺害し、なほ、僧兵制度の崩壊は、第七章において述べたいと思ふ。

第六章 本寺と末寺の成立

わが寺院における本寺と末寺との關係は、平安時代に入り庄園制度の成立の線に沿うて出現した。それは、寺院と寺院との間における宗教的および社會的・經濟的統屬の制度に外ならない。統督者はこれを本寺と稱し、被統督者即ち末寺と稱する。

かかる制度は何故に起つたのであるか。

當代寺院がその法燈を持続し、併せて社會的・經濟的乃至政治的地位と權勢を確保するためには、當代社會において最も重要な生産手段たりし庄園を領有することであつた。朝廷が鎮護國家を祈らしめるために寺院へ庄園を寄進され、また、寺院みづからが私力を以つて庄園の買得・押領・公田收奪等々を敢てしたのも、證じつむれば、實に以上の如き理由のためであつた。東大寺・興福寺・延暦寺等々が如何なる手段を以つて庄園擴張に專念したるかは、ここに多くを論ずるまでもない。すなはち、寺院は彼等相互間および他者との間に、庄園獲得の闘争をなしてゐたのである。それのみならず、世俗的權門勢家・國司・武士なども、常に機會さへあれば寺領庄園に對してもほしいままに魔手を延ばしてゐた。されば、社會的および政治的權勢の甚だ微弱だつた諸國に散在せる中・小寺院の如きは、最も頻繁に所領庄園に對する押領收奪を蒙つたであらうことは、察するに困難ではない。しかして、それによつて、これら等の中・小諸寺院の法燈が全く斷絶せんとするに至るのは、これまた火を見るよりも明らかである。彼等は何等かの方法を以つてみづからを護らざるを得ざるに至るのであるが、しかも、諸大寺院の如く、僧兵を養つてこれに備へるだけの力がない。

ここにおいてか、中・小諸寺院は、權勢の強大なる大寺院を自己の盟主と仰ぎ、これを本寺と號し、みづからを末寺と稱して、その保護を求めるやうになつた。寺院相互間における私人的保護制は、かやうな理由によつて成立し、發達して行つたのである。かくて、本寺は末寺より一定の保護料としての得分を收納し得ることとなり、従つて、諸大寺院は競つて末寺の獲得に狂奔したが、末寺はこれがために收納の減少を結果し、本寺の穀倉をいやが上にも充満せしめることとなつたのである。

このやうにして、本寺と末寺の關係が成立すれば、本寺は別當その他の役員を末寺へ派遣して、庄園よりの收納掌理と末寺の監督を行ひ、ここに末寺は全く本寺の出張所と化し、その支配下に隸屬するに至る。末寺の統治權は完全に本寺の手中に歸したのである。従つて、その關係は封建的な主從關係に立脚し、末寺は本寺に對して忠勤を抽んで、その『保護』といふ『御恩』に對して、『奉公』の至誠を捧げねばならない。俗界における封建的諸關係は、同時におしなべて、我が『鎮護國家之道場』にも嚴密に進行するに至つた。

これより以降、鎌倉・室町時代から徳川時代を經、現代に至つても、なほ本寺と末寺の制度は嚴として行はれてゐるが、その出現の歴史的事情は實に寺領庄園制度の產物なのである。

第七章 寺領庄園の崩壊

第三章に述べたるやうにして成立し、發展して來た我が寺領庄園も、室町時代の末期を以つてつひに崩壊してしまつた。

平安末期から鎌倉初期にかけては、全國殆んど庄園化して丁ひ、國領は日に月に減少し、しかも庄園にして寺院の領するものが非常に廣大にわたつた。室町中期においても大體に同じことであつて、奈良の興福寺は大和および伊賀の兩國を自分の領地となしてゐた。近世の草高によると、この兩國は少くとも一百萬石に達してゐたから、中世の興福寺の領地は、徳川時代第一の大藩と謳はれた加賀の前田藩（一百二萬石）に勝るとも劣らざるものだつたのである。しかしながら、鎌倉幕府の成立は、庄園制度に少からぬ影響を及ぼした。先づ、幕府は成立早々にして守護と地頭を

諸國庄園に設置した。守護の職務は、大番催促・謀叛人・殺害人の検断といふ、いはゆる大犯三箇條のみに限られてゐた。然るに、守護は軍事警察權を附與せられたからその權力はすこぶる强大であり、しかも彼等はこれを利用して、機會あるごとに庄園の押領と侵掠とに専念したのであつた。されば、守護は年月を経るとともに愈々ます／＼強勢となり、室町時代に入るとつひに近世的大名にまで發達し、山名氏の如きは十一箇國を管領するまでになつた。かくなれば、彼等はも早や昔日の守護ではなく、文字通りの大名となつて了つたのである。

更に、地頭は守護と同じく諸國庄園に補任設置されたが、その本職とするところは、庄園の農奴から領主へ納める年貢を一應自分の手許で受取り、これをまとめて領主へ納めたために、第四章で述べたる庄官の權限が大なる侵害を受けざるを得なかつたのである。それのみではなく、地頭は段別五升の兵糧米を諸國庄園から徵收したから、曾ての庄園の租税不輸の特權は、ここでも又、根本的な打撃を受けたのである。しかして、それと同時に、地頭は機會あるごとに領主の特權を侵害し、徵收したる租税を納めないとふ有様であつたから、寺領庄園にして地頭の違亂を受けたものは決して少くなかつた。然るに室町時代の中期から世が亂逆の状態を呈し、いはゆる戦国時代に入るとともに寺領庄園の押妨されたるもの極めて莫大に上り、法燈の斷絶したる寺院が甚だ多かつたのである。地頭は、かくして近世的小名になつて行つたのである。

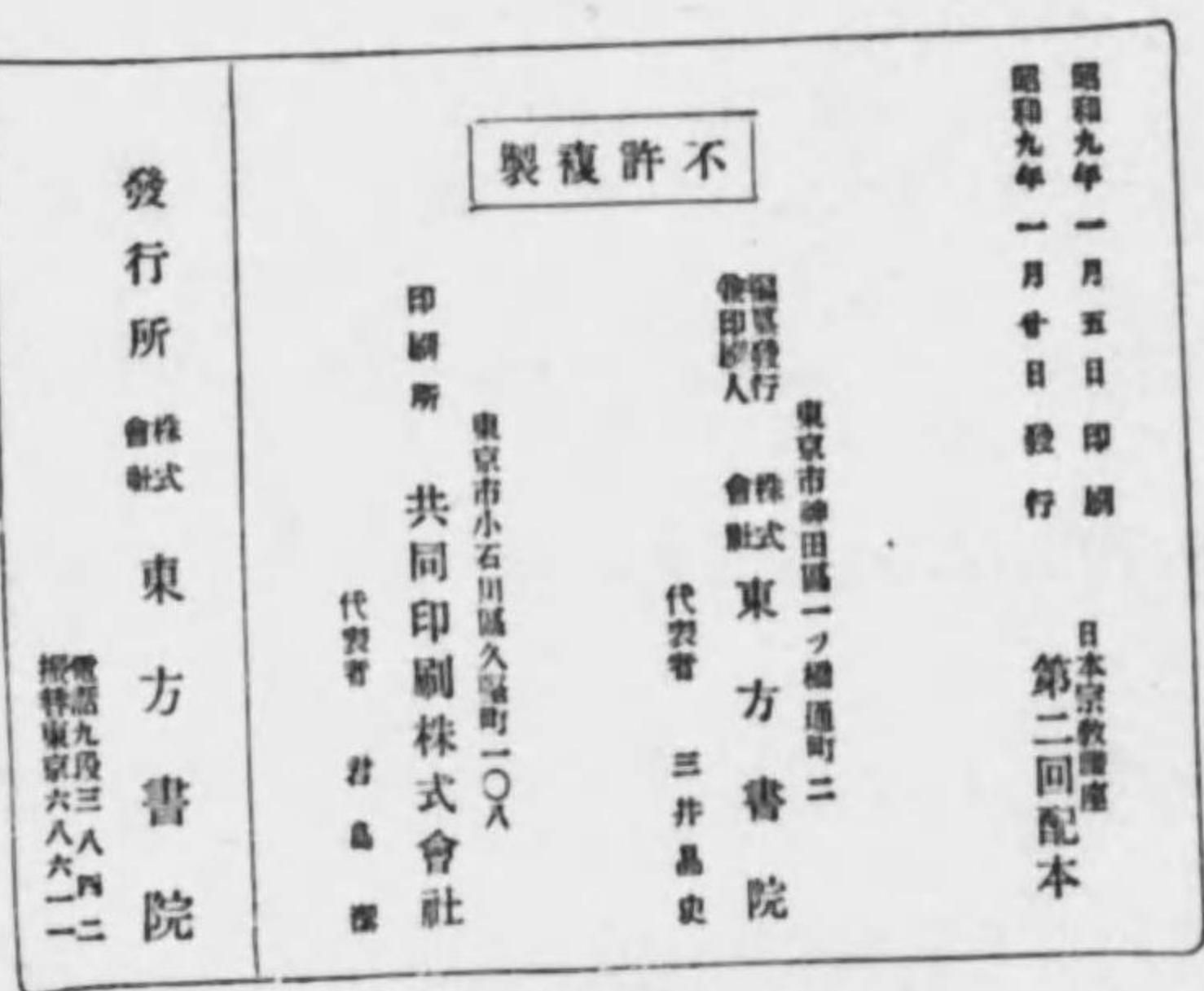
また、庄園制度はそもそも自給自足制の社會である。庄園内では貨幣の流通が杜絶し、各庄園はそれ／＼封鎖化して孤立し、農民の自家に必要なものは何でも自分で作つて生活してゐた。然るに、この庄園内では生産が發達し經濟が進んで来るに従ひ、生産物の交換や専門の職人などが發生するやうになつて來た。少々むづかしい言葉で言へば、

これは社會の物質的生產力が、發展して來た結果なのである。且つ、平安末期からは宋との貿易が開かれ、室町時代になると明との貿易も盛大に行はれ、支那貨幣もまた盛んに輸入せられ流通されるやうになつて來た。このやうな經濟状態になると、庄園の封鎖的孤立性はここに全く寸断せられ、庄園生活は維持することが出來ないこととなつた。庄園制度が崩壊した一大原因是、實に、この點であるのである。

しかしながら、庄園制度が崩壊したからと言つて、寺院の有したる往年の強大なる權力が一朝にして赤兒の如く無力になつたのではない。何となれば、庄園が崩壊しつつ寺院の近世的領地に變化して行つたからである。換言すれば、庄園制度の崩壊過程において、寺院はみづからも近世的大名に轉化しつつあつたのである。然るに、中世末期は戦國時代である。しかも、この戦國時代は群雄が互ひに相争つて強い者のみが後に残るといふことを避くべからざるものとしてゐる。僧兵を養つてゐる諸大寺院が、信長・秀吉等と戰つたのは當然のことであらう。けれども、この戦ひにおいて、諸大寺院は完全に敗北に歸し、その寺堂坊舎を焼き拂はれ、寺領は悉く沒收せられ、つひに昔の跡形を止めないまでに打ちのめされて丁つた。その代表的なものとして、人々は、信長にやられた叡山を想ひ出すべきである。すなはち、天下を己が支配下に置かんとせる織田信長は、遠近の諸豪族を討滅しつつ、ひとり頑強に抵抗する諸大寺院には少からず悩まされたのであるが、かれは先づ寺院討伐のさきがけとして、その全力をあげて叡山を攻めた。それは元龜二年九月のことであつた。さしもの叡山も信長の攻略に堪へ切れず、豪雄を誇つて來たその地位は一朝にして、くつがへされねばならなかつたのである。わたくしは、それが如何に物すごい有様であつたかにつき、「信長公記」を引用して置きたい。曰く、「叡山を取り結ぶ根本中堂・三王廿一社を初め奉り、靈仙・靈社・僧房・經卷、一字も殘

らず一時に雲霞の如く焼き拂ひ、灰燼の地となりたること哀れなれ。山下の老若男女は右往左往し、取る物も取りあへず悉くかちはだして八王子山へ逃上り、社内へ逃げこもり、諸卒四方より閻音を上げて攻上る。僧俗と兒童・智者・上人・一々に頭をきり、信長の御目にかける（中略）一々に頭を切落され、目もあてられぬ有様なり、數千の屍、算を亂し、哀れなる仕合なり」と。以て慘状の一斑を知り得やう。

しかして、叡山のかくの如き没落は、同時に、他の一般諸大寺院の没落を告ぐる曉の鐘だつたのである。（終）



終

